

「 ブランシエラ 石舞台 テラス 」

宿泊約款

第1条 適用範囲

当ホテルがご宿泊者様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、本宿泊約款の定めるところによるものとし、本宿泊約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込

1. 当ホテルに宿泊契約の申込を希望する方は、次の事項を当館にお申し出いただきます。
 - (1) おなまえ、おところ、ご年齢、お電話番号、ご宿泊者数、ご性別
 - (2) ご宿泊日とご到着予定時刻およびご出発日
 - (3) ご宿泊者様の人数、ご年齢区分「大人（中学生以上）、小人（小学生）、幼児（小学生未満）」
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 前項に基づき当ホテルに申出のあった内容に変更が生じたときは、変更後の内容を速やかに当ホテルに申し出いただきます。
3. 宿泊客が宿泊中に第1項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条 ご利用の登録

1. ご宿泊者様には利用日当日、当ホテルの受付において、旅館業法及び関係法令・条例に基づき次の事項をご登録いただきます。
 - (1) ご宿泊者様全員のおなまえ、おところ、ご年齢、お電話番号、ご性別、前宿泊地、行先地、ご職業
 - (2) 日本国内に住所を有しない外国人のご宿泊者様は、国籍、ご本人写真、旅券番号（パスポートの画像を取得させていただきます。）
 - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 個人情報の取扱いについて
 - (1) 法令の定めまたは宿泊契約により当ホテルにご提供いただく個人情報（以下、「個人情報」という。は、主サービス（宿泊サービス等）の提供、ご宿泊者様へのご連絡ならびに、ご利用状況の分析による主サービス品質向上のために取得し利用いたします。
（電話、Eメール等によりご予約の確認等をさせていただく場合がございます。）
 - (2) 当ホテルは、個人情報を、法令に定めがある場合を除き、事前にご宿泊者様ご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
 - (3) 当ホテルは、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該委託先につき厳正な調査を行ったうえ、秘密を保持させるために、適正な監督を行います。
 - (4) 当ホテルの事業運営会社：株式会社長谷工ヴェリッジライフが定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に基づき個人情報の取扱いを行います。

第4条 宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当ホテルが第2条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただ当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 第7条の規定を適用する事態が生じたときは、宿泊契約の申し込まれた際の宿泊料金等より違約金・賠償金の順序で差引き、残額があれば第10条の規定による宿泊料金等の最終ご決済時に返還いたします。
3. 当館が、インターネットサイト・電子メールおよび電話等で誤った宿泊料金を提示、案内し、当該宿泊料金に基づき宿泊契約の申し込み、承諾があった場合であっても、当該宿泊料金とその前後の期日より著しく低廉であった時は、当該宿泊料金が著しく低廉である理由（「限定」「特別」等）の表示がない限り、民法上の錯誤による承諾となり、当該宿泊契約は無効とし、速やかにその旨を通知いたします。

第5条 宿泊契約締結の拒否

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) ご宿泊の申込が、本宿泊約款によらないとき。
- (2) 客室が満室（員）の場合。
- (3) ご宿泊ご希望の方が、ご宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) ご宿泊ご希望の方が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- (5) ご宿泊ご希望の方が、他のご宿泊者様または当ホテルの従業員に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) ご宿泊ご希望の方が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) ご宿泊ご希望の方が、当ホテル内で合理的な理由のない苦情や要求を申し立てた等、当ホテルの秩序を乱す恐れがあると認められるとき。
- (8) ご宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (10) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
- (11) ご宿泊ご希望の方が、過去に当旅館に対してこの約款の違反や代金支払い遅延などトラブルがあったとき。
- (12) 末尾記載の都道府県の条例の規定違反に該当するとき。
- (13) ご宿泊ご希望の方が、当館に対し、ご宿泊に関する特別の負担を求められたとき。
- (14) ご宿泊ご希望の方が過去に第7条の規定適用を受けた方であるとき。
- (15) その他、前各号に準ずる場合で、当館が宿泊契約の締結に応じない相当な理由があると認められるとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

1. ご宿泊者様は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. ご宿泊者様はその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除することができます。
但し、その場合は、別表第2に掲げるところにより、当館は違約金を申し受けます。
3. ご宿泊者様が当館に連絡することなく宿泊日当日の午後8時まで（事前に到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）に到着されなかった場合は、その宿泊契約はご宿泊者様により解除されたものとみなすことがございます。その場合は、別表第2に掲げるところにより、当館は違約金を申し受けます。

第7条 当ホテルの契約解除権

当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) ご宿泊者様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) ご宿泊者様が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力。
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
- (3) ご宿泊者様が他のご宿泊者様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) ご宿泊者様が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) ご宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由によりご宿泊いただくことができないとき。
- (7) 都道府県の条例の規定違反に該当するとき。
- (8) 当館内での喫煙・寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら等、火災予防上障害となる行為を行ったとき。
- (9) その他当館が定める利用規約の禁止事項に従わないとき。
- (10) 当館内に以下のものを持ち込んだとき、または持ち込みをしようとしたとき。
 - イ. 拳銃・その他銃砲類
 - ロ. 刀剣類
 - ハ. 著しく悪臭を発する物品
 - ニ. 著しく大量の物品
 - ホ. 発火・引火しやすいもの（花火・線香・火薬・揮発油など）
 - ヘ. 動物・昆虫その他これに類するもの（盲導犬については、宿泊契約の申込時に当館に事前にご相談下さい。）
- (11) 当館の備品若しくは物品を当館外に持ち出し、または当館内の別の場所に移動をしたとき。
- (12) 建物または諸設備に変更・改造・改変を行おうとしたとき。
- (13) ご宿泊者様が当館のオペレーター等（以下、「従業員」という。）に著しく迷惑をおよぼす言動をしたとき。
- (14) ご宿泊者様が、泥酔等により、他のご宿泊者様や従業員に著しく迷惑をおよぼすおそれがあると認められるとき。

- (15) ご宿泊者様が、当館に対し、ご宿泊に関する特別の負担を求められたとき。
 - (16) ご宿泊者様が過去に本条の規定適用を受けた方が判明したとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、ご宿泊者様がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。(但しその場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。)

第8条 客室の使用時間

- 1. ご宿泊者様が当館の客室を使用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用いただくことができます。
- 2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、追加料金のお支払いを条件として、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

第9条 利用規約の遵守

ご宿泊者様は、当ホテル内においてはホテル内に掲示した利用規約に従っていただきます。

第10条 当ホテルの営業時間

- 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。
- 2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第11条 宿泊料金等のお支払い

- 1. ご宿泊者様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別紙第1に掲げるところによります。
- 2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨または当ホテルが認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条 当ホテルの責任

- 1. 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊客が当ホテルのフロントにおいて宿泊の登録を行なったとき又は客室に入ったときのうち、いずれか早いときに始まり、宿泊客が出発するため客室を空けたとき又は出発日のチェックアウト時刻(第8条第2項に基づき利用時間を延長した場合は、延長利用時間の終了時刻)のいずれか早いときに終わります。
- 2. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又それらの不履行によりご宿泊者様に損害を与えたときは、その損害を賠償いたします。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 3. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、ご宿泊者様に契約した客室を提供できないときは、ご宿泊者様の了解を得て、できる限り同等の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、別表第2に掲げる違約金相当額の補償料をご宿泊者様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当いたします。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは補償料のお支払いをいたしておりません。

第14条 寄託物等の取扱い

1. 当ホテルは、当ホテルが了解したときに限って当ホテル内にお持込みになった物品をフロントにてお預けいただけます。
2. ご宿泊者様がフロントにお預けになった物品について、滅失や毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お預けになった物品が現金または貴重品である場合であって宿泊客がその種類及び価額の申告を行わなかったときは、当ホテルは一切その損害を賠償いたしません。
3. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当ホテルの故意または過失により滅失、毀損等の損害が生じた場合以外は、当ホテルは、賠償いたしかねます。当ホテルが賠償する場合であっても、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、20万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。なお、フロントにお預けにならなかった現金及び貴重品については、当ホテルは一切その損害を賠償いたしません。

第15条 (宿泊客の手荷物または携帯品の保管)

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合、当ホテルは、原則として発見日を含めて7日間保管するものとし、その間に宿泊客から返還の申出がなされなかった場合には、これを最寄りの警察署へ届けるものとします。
ただし、高価品及び貴重品については、発見後直ちに最寄りの警察署へ届けるものとします。
また、飲食物や雑誌及びその他廃棄物に類するものについては、チェックアウトの翌日12時までにご連絡がない場合には、当ホテルは通知なくすみやかに当該残置物を処分します。
なお、お忘れ物の性質上、直ちに処分するのが適当な物品については、直ちに処分する場合があります。
3. 当ホテルは、置き忘れられた手荷物または携帯品については、適切な保管及び宿泊客への返還を早期に行うため、その内容物を任意に点検し、必要に応じ前項に規定する処置をとることができるものとします。
4. 第1項及び第2項の場合における宿泊客の手荷物または携帯品の保管についての当旅館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。
5. 残置物の処分、保管、送付において費用が発生する場合は、当該費用を宿泊客に負担いただきます。
6. ご宿泊者様の貴重品等の管理につきましては、ご宿泊者様ご自身でお願いいたします。客室内にセーフティーボックスを設置しておりますのでご利用ください。尚、ご宿泊者様の貴重品等の紛失・毀損等につきましては、当館は管理責任を負わないものとします。

第16条 駐車・駐輪の責任

1. 当ホテルの駐車場は先着順でご利用いただけます。当ホテルはご宿泊者様へ駐車場所をお貸しする形となっておりますので、ご宿泊者様の車両管理につきましては、ご宿泊者様ご自身でお願いいたします。尚、当館はその管理責任につきましては負いかねますので予めご了承ください。
2. 当ホテルは、敷地内に簡易的な自転車置場（屋外）を設置しており、その範囲内に収容可能な台数に限りご利用いただけます。当館はご宿泊者様へ自転車置場をお貸しする形となっておりますので、ご宿泊者様の自転車管理につきましては、ご宿泊者様ご自身でお願いいたします。尚、当館はその管理責任につきましては負いかねますので予めご了承ください。

第17条 ご宿泊者様の責任

1. ご宿泊者様の故意又は過失により当館に損害が生じた場合、ご宿泊者様に当館の被った損害を賠償していただきます。
2. 当ホテルにおいて宿泊客の責に帰すべき事由により他の宿泊客に損害を被らせた場合において、当ホテルが被害者となった宿泊客にその損害賠償金額相当額を支払った場合には、当ホテルは、損害賠償義務者となる宿泊客に対し、当ホテルが支払った金額相当額の求償ができるものとします。

第18条 コンピューター・インターネット通信の使用

当館が提供する Wi-Fi サービスその他の通信手段を利用してご宿泊者様が行う当館内でのインターネット通信の利用にあたっては、ご宿泊者様ご自身の責任において行うものとします。Wi-Fi サービスその他の通信手段がシステム障害その他理由により中断し、その結果、ご宿泊者様がいかなる損害を被った場合においても、当館は一切の責任を負いません。また、ご宿泊者様のインターネット通信の利用に関して、当館が不適切と判断したご宿泊者様の行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合には、当館はかかるインターネット通信の中止を求めることができ、当館に生じた損害を賠償していただきます。

第19条 客室テレビにおけるアプリの使用

客室内設置のテレビには動画視聴用アプリが内蔵されています。ご宿泊者様ご自身の ID・パスワードを用いてログインしてご利用された場合に発生するリスク（ID・パスワードの消し忘れ等）および不具合（通信上の不具合等）等によりご宿泊者様がいかなる損害を被った場合においても、当館は一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

第20条 客室清掃

1. 宿泊客が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は原則として毎日行わせていただきます。
2. 宿泊客から清掃は不要である旨のお申出を受けた場合であっても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも3日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。ただし、当旅館が必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。
3. 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。

第 21 条 宿泊約款の変更

1. 本宿泊約款は、民法上の定型約款に該当し、本宿泊約款の各条項は、ご宿泊者様の一般の利益に適合する場合または変更を必要とする相当の事由があると認められる場合には、民法の規定に基づき変更します。
2. 本宿泊約款の変更は、変更後の規定の内容を、第 3 条に定める当館の事業運営会社当社所定のウェブサイトに掲載し、掲載の際に定める効力発生日から適用されるものとします。なお、本宿泊約款を変更する場合には、変更内容等を掲載した館内案内システムでも閲覧いただけるようにいたします。
3. 変更後の本宿泊約款の効力発生日以降にご宿泊者様が当館をご利用したときは、ご宿泊者様は、本宿泊約款の変更に同意したものと見なします。

第 22 条 支配する言語及び準拠法等

この約款は、日本語で作成されたものを正文とします。この約款につき翻訳が作成される場合においても、日本語がすべての点について支配するものとします。また、本宿泊約款は、日本法に準拠し、宿泊契約に関し紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

別表 第 1 宿泊料金等の内訳 (第 3 条第 2 項及び第 11 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料または、室料+飲食料)
	追加料金	② 飲食料およびその他利用料金
	税金	③ 消費税、入湯税等

備考

1. 宿泊料金は、店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。ただし、限定的に割引料金を設定している場合は、当該割引料金が適用されるものとします
2. 13 歳以上は、大人として適用されます。
3. 客室定員数を超えて、大人の方と同じベッドで添い寝ができるのは、小学生以下の方に限るものとし、ベッド 1 台につき最大 2 名様までとさせていただきます。ただし、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合があります。
4. 12 歳以下は、寝具と食事が不要な場合、「無償」でご宿泊いただけます。

別表 第2 違約金 (第4条第2項、第6条第2項・第7条第2項、第13条2項)

(ご宿泊者様が支払う料金(消費税等含む)の総額×下表記載の比率)

契約解除の通知を受けた日 契約申込人数		不	当	前	3	7	9
		泊	日	日	日	日	日
一般	9名まで	100 %	100%	80%	30%	10%	—
団体	10名以上 もしくは3室以上	100 %	100%	80%	30%	10%	10%

備考

1. 上表の比率(%)は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。ただし、食事付等の宿泊パッケージは、その公示額を取消料として収受します。
2. 予約媒体(OTA)によって、キャンセルポリシーが設定されていた場合は、予約媒体に記載のキャンセルポリシーが優先されます。
3. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
4. 団体客(10名以上もしくは3室以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。
5. 当ホテルが定める特別日は1週間前から20%のキャンセル料をいただきます。

以上

2025年7月24日制定